

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	八幡浜市

八幡浜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 八幡浜市産業建設部農林課
 所 在 地 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
 電 話 番 号 0 8 9 4 - 2 2 - 3 1 1 1
 F A X 番 号 0 8 9 4 - 2 4 - 6 1 8 0
 メールアドレス norin@city.yawatahama.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ヒヨドリ、カラス類
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	八幡浜市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	被害金額 11,810千円 被害面積 6.80ha
ニホンジカ	植林	市内数か所で目撃情報があり、今後被害は増加するものと予想される。
タヌキ	果樹	被害金額 860千円 被害面積 0.45ha
アナグマ	果樹	アナグマの被害は判明していないが、タヌキ・ハクビシンと混同されることがあるため、それらの被害の一部はアナグマのものと思われる。
ハクビシン	果樹	被害金額 4,930千円 被害面積 2.40ha
ヒヨドリ	果樹	被害金額 2,800千円 被害面積 3.10ha
カラス類	果樹	被害金額 90千円 被害面積 0.1ha

(2) 被害の傾向

イノシシ	イノシシによる被害が主であり市内全域に及んでいる。温州ミカン等の果樹（中晩柑含む）が実を付け始める10月から翌年の2月にかけて特に深刻であり、果樹被害が6.80ha発生した。また、段々畑の石垣崩壊や枝の折損といった被害額に反映されない農作物被害以外の損害も多く発生している。
ニホンジカ	以前からニホンジカの日撃情報はあったが、実際に生息や被害が確認できたのは最近である。今後生息数の増加等による被害拡大が懸念される。
タヌキ アナグマ ハクビシン	八幡浜市全域において、果樹及び野菜の食害が発生している。特に家庭菜園における野菜の被害は増加傾向である。

ヒヨドリ	八幡浜市内いたる所に生息しており、食害による柑橘の被害が発生している。
カラス類	八幡浜市全域において柑橘の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
被害金額	イノシシ	１１，８１０千円	１０，６３０千円
	ニホンジカ	被害金額は把握していないが、植林の被害を減らす。	
	タヌキ アナグマ ハクビシン	５，７９０千円	５，２１１千円
	ヒヨドリ	２，８００千円	２，５２０千円
	カラス類	９０千円	８１千円
	合 計	２０，４９０千円	１８，４４２千円
被害面積	イノシシ	６．８０ha	６．２６ha
	ニホンジカ	被害金額は把握していないが、植林の被害を減らす。	
	タヌキ アナグマ ハクビシン	２．８５ha	２．６３ha
	ヒヨドリ	３．１０ha	２．８６ha
	カラス類	０．１０ha	０．１０ha
	合 計	１２．８５ha	１１．８５ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助） 実施地区 八幡浜市全域 令和３年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 959 頭 ニホンジカ 11 頭 カラス類 32 羽 （県費 2,137 千円 市費 7,595 千円） 令和４年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 1,112 頭 ニホンジカ 22 頭 カラス類 32 羽 （県費 2,990 千円 市費 8,382 千円） 令和５年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 852 頭 ニホンジカ 27 頭 （県費 2,692 千円 市費 6,098 千円） ○有害鳥獣駆除事業（市単） 実施地区 八幡浜市全域 令和３年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 400 頭 ハクビシン 316 頭 ヒヨドリ 88 羽 （事業費 2,236 千円） 令和４年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 408 頭 ハクビシン 364 頭 ヒヨドリ 29 羽 （事業費 2,345 千円） 令和５年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 246 頭 アナグマ 90 頭 ハクビシン 309 頭 ヒヨドリ 9 羽 （事業費 1,944 千円） ○鳥獣被害防止総合対策事業 令和３年度（交付金） 総事業費 8,097 千円 （県費 7,555 千円、市費 542 千円） ・狩猟免許試験事前講習会費助成 受講者 6 名 事業費 36 千円 ・イノシシ等捕獲檻 30 基 事業費 1,047 千円 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 イノシシ成獣 950 頭 幼獣 287 頭 ニホンジカ成獣 11 頭 事業費 7,014 千円 令和３年度（市単） 総事業費 638 千円 ・維持管理経費等経費 81 千円 ・有害鳥獣ハンター確保対策事業 取得人数 3 名 事業費 360 千円 ・有害鳥獣ハンター活動支援事業 対象者 50 名 事業費 197 千円 令和４年度（交付金） 総事業費 8,416 千円	これまで地元猟友会の協力により有害鳥獣捕獲事業を実施してきたが、農業者自らがわな猟免許を取得し、被害防止に努めている。銃猟免許取得及び更新並びにわな猟免許の更新等支援を続けていくとともに、銃猟免許所持者の減少が著しいため、新規の確保に向けた取組みを推進していく必要がある。

	(県費 8,383 千円、市費 33 千円) ・ 狩猟免許試験事前講習会費助成 受講者 11 名 事業費 66 千円 ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 イノシシ成獣 1,113 頭 幼獣 384 頭 ニホンジカ成獣 25 頭 事業費 8,350 千円 令和 4 年度 (市単) 総事業費 1,547 千円 ・ 維持管理経費等経費 56 千円 ・ 有害鳥獣ハンター確保対策事業 取得人数 3 名 事業費 440 千円 ・ 有害鳥獣ハンター活動支援事業 対象者 25 名 事業費 184 千円 ・ 有害捕獲対策事業 イノシシ等捕獲檻 20 基 事業費 867 千円 令和 5 年度 (交付金) 総事業費 7,524 千円 (県費 7,481 千円、市費 43 千円) ・ 狩猟免許試験事前講習会費助成 受講者 10 名 事業費 85 千円 ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 イノシシ成獣 993 頭 幼獣 278 頭 ニホンジカ成獣 3 頭 ニホンジカ成獣 27 頭 (シカ特別) 事業費 7,439 千円 令和 5 年度 (市単) 総事業費 1,764 千円 ・ 維持管理経費等経費 センサー用電池購入 12 千円 イノシシ等捕獲檻 21 基 事業費 1,009 千円 囲いネット購入 200 千円 ・ 有害鳥獣ハンター確保対策事業 取得人数 1 名 事業費 106 千円 ・ 有害鳥獣ハンター活動支援事業 対象者 89 名 事業費 437 千円	
--	---	--

防護 柵の 設置 等 に 関 す る 取 組	○鳥獣害防止施設整備事業（県補助） 令和３年度 （県補助：1/3 市補助 1/10） 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 10,729 千円 事業内容 鉄筋柵 21,246m 電気柵 8,500m 令和４年度 （県補助：1/3 市補助 1/10） 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 8,750 千円 事業内容 鉄筋柵 9,260m 電気柵 12,000m 令和５年度 （県補助：1/3 市補助1/10） 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 9,566千円 事業内容 鉄筋柵 9,072m 電気柵 13,250m	県補助事業の実施により電気柵、鉄筋柵が導入され、防護対策は進んでいるが、これまでは農地一筆単位の小規模な導入が中心であり、集落全体の被害低減を見据えた、広域的な対策には取り組めていない。今後は、集落単位等、周辺の農地も視野に入れた広域的な防護柵の設置を進めていく必要がある。
生息 環境 管理 その 他の 取組	○生息実態調査（市単） ・特定非営利活動法人へ業務委託 ・市内山間部 4 箇所に定点カメラを設置し生息状況を把握する 令和３年度 事業費 99,990 円 令和４年度 事業費 99,990 円 令和５年度 事業費 99,990 円	山間部にセンサーカメラを設置し、イノシシ、ニホンジカ等の生息状況の調査を行い、その状況を市及び八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会総会等で報告し、情報を関係者と共有する。特にニホンジカの増加が懸念されることから今後も調査を続行していく。

(5) 今後の取組方針

イノシシの捕獲頭数は年々増加しており、捕獲に対する助成が効果を上げているものと思われる。今後も従来行ってきた捕獲に対する助成を継続するとともに、防護柵の整備についても国・県の制度を活用し効果的な整備に努めていく。また、捕獲体制の推進については、狩猟免許試験事前講習会費助成のほかに銃猟免許の新規取得や更新に対する助成をしており、銃猟免許取得者の人数の維持や新規確保に向けて捕獲体制の更なる強化を図っていく。

中山間地における耕作放棄地については、有害鳥獣の隠れ場所となることから、有害鳥獣を近づけない環境づくりを進めていくためにも、住民に対し広報等を活用し正しい知識と対処方法の普及を積極的に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年度に鳥獣被害対策実施隊を結成しているが、銃の所持者がいないため、捕獲については八幡浜猟友会に委託している。現状は猟友会を中心とした捕獲体制が有効に機能しており、当面は猟友会を中心とした捕獲体制の維持に努めていくこととする。将来的には捕獲の中心的担い手を猟友会から実施隊に移行できるよう必要な措置を検討する。

ライフル銃の許可については、被害を防止するため各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず、被害が発生していることを鑑み、有害鳥獣駆除に限って市内全域で許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ ノウサギ タヌキ アナグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス類	・ 八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会との連携 ・ 捕獲に要する機材の貸し出し ・ 国、県の補助事業の有効活用 ・ 狩猟免許新規取得と更新の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
愛媛県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画を踏まえ、適正な捕獲の実施を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	1,300頭	1,300頭	1,300頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	400頭	400頭	400頭
アナグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	350頭	350頭	350頭
ヒヨドリ	20羽	20羽	20羽
カラス類	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
・捕獲手段 足くくりわな、箱わな、銃器による共同捕獲及び予察捕獲を実施 狩猟の推進 ・実施時期 目撃・被害情報に応じて被害状況調査を行い実施 ・実施予定場所 八幡浜市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ ハクビシン	侵入防止柵等 20km	侵入防止柵等 20km	侵入防止柵等 20km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ ハクビシン	関係機関と連携し、 適正管理を指導する	関係機関と連携し、 適正管理を指導する	関係機関と連携し、 適正管理を指導する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス類	- 被害現場を確認し、被害原因の追究 - 鳥獣被害対策研修会の開催 - 耕作放棄地の増加を食い止めるための環境整備

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある
場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
八幡浜市農林課	被害の実態把握
八幡浜警察署	被害の実態把握・捕獲実施における事故防止指導 安全対策の協力
八幡浜猟友会	被害の実態把握・捕獲補助・捕獲指導
八幡浜消防署	安全対策の協力・無線にて注意喚起放送

(2) 緊急時の連絡体制

八幡浜警察署又は八幡浜市が主体となり関係機関に連絡を行う。しかし、第一報がほかの機関にあった場合でも直ちに情報収集し、実態把握を行い、関係機関に連絡を行う。
※連絡体制フロー図は最終ページに添付

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場埋設・焼却処分・自家消費

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、 動物園等でのと体給餌、 学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	-----------------

構成機関の名称	役 割
八幡浜市	事務総括、鳥獣被害の実態把握、現地調査
八幡浜市農業委員会	鳥獣被害の実態把握、現地調査
西宇和農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査、生産者に対する指導
八幡浜猟友会	捕獲補助、捕獲指導、農業従事者による狩猟免許取得の奨励
八幡浜警察署	捕獲実施における事故防止指導、安全対策の協力
八西森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局地域農業育成室	農業被害防止対策の技術指導
学識経験者	鳥獣に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局森林林業課	オブザーバーとして適正な捕獲指導、被害防止の技術指導を行う。また、狩猟免許取得等に関する指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 3 月に設置（実施隊の構成員：市職員 6 名により構成）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者個人の自衛意識が少しずつではあるが向上している。しかし、個人での自衛には限界があるため広報での啓発や自治会等を通じて座談会等を開催することで、集落単位での防護意識の普及啓発に努める。

令和5年度から一部地域を対象に、地域内での課題や取り組みを共有してもらうため、地域主導となる被害の予防及び捕獲圧の強化による被害の軽減につながる活動に対し助成を実施しており、これを市内全域へ普及していく。

また、関係機関、近隣市町との連絡をさらに密に取り合いながら、広域的な防護対策を検討し被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の防止対策にあたって、農業者を始め一般市民の協力・理解が必要不可欠なことから、広報等を通して有害鳥獣捕獲についての周知を行う。

平成23年9月作成
平成28年2月改定

